



シチズンシップ共育企画 規 約

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この団体は、シチズンシップ共育企画という。

(事務所)

第 2 条 この団体は、事務所を兵庫県尼崎市次屋 1 丁目 2 番地 20 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この団体は、市民が民主主義の担い手としての権利を自覚するための意識形成、及びその権利を行使できるようになる「社会参画の技能（市民力）」を高めていくエンパワーメントを行うことを目的とする。

(非営利活動の種類)

第 4 条 この団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 公益・非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この団体は、第 3 条の目的を達成するため、非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 青少年に対する人材育成及び市民性学習支援の事業
- (2) ファシリテーターの育成及び派遣の事業
- (3) 公益・非営利団体のマネジメントに係る相談、支援、調査研究、広報及び提言の事業
- (4) 教育機関のマネジメントに係る相談、支援、調査研究、広報及び提言の事業
- (5) その他第 3 条の目的を達成するために必要な事業及び前各号の事業に附帯する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は、この団体の目的に賛同し、かつ活動に関わる意思を持ち入会した個人とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、団体の目的を達成するための事業に参加する意思のある者とする。

2 会員して入会しようとするものは、代表が別に定める登録用紙により、代表に申し込むものとし、代表は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 代表は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の届け出があったとき。
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するにいたったときは、運営委員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 運営委員 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 運営委員の内、1人を代表とする。

(選任等)

第12条 運営委員は、代表が会員の内より指名する。

2 監事は、総会において選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、運営委員又はこの団体の職員を兼ねることができない。

5 役員が、死亡したときは、当然にその地位を失う。

(職務)

第13条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 運営委員は、運営委員会を構成し、この規約の定めおよび運営委員会の議決に基づき、当会の業務を執行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 運営委員の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを会員に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 運営委員の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、運営委員に意見を述べ、若しくは運営委員会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 役員が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、運営委員会において委員総数の半数以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第17条 役員は、役員としての報酬を受け取らない。ただし、役員が職員を兼任する際に、職員としての給料を受けることはできる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、運営会議の議決を経て、代表が別に定める。

(スタッフ)

第18条 この団体に、事務局長その他のスタッフを置く。

2 スタッフは、運営委員会の議決に基づき、代表が任免する。

第5章 総会

(種別)

第19条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 解散
- (2) 合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他、運営委員会において重要であると認め付議された事

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

3 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、会員による動議を、出席した正会員の過半数の同意により総会における議決事項とすることを妨げない。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のと

きは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各会員の表決権は、1 人 1 票とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第 6 章 運営委員会

(構成)

第 30 条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(権能)

第 31 条 運営委員会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(4) 役員の職務及び報酬

(5) 事務局の組織及び運営

(6) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 43 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(7) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めたとき。

(2) 運営委員 1 名以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 運営委員会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に運営委員会を招集しなければならない。

3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した電子メールをもって、少なくとも1日前までに通知しなければならない。ただし、全ての運営委員の同意がある場合、この手続を経ずして、運営委員会を開催することができる。

4 代表は、この団体の運営において緊急かつ重大な事項について、運営委員会の招集が不可能である場合、暫定措置を講じることができる。ただし、この場合、代表は直近の運営委員会において暫定措置の承認を得なければならない。

5 前項において、運営委員会が代表の暫定措置を不承認した場合、当該暫定措置は当然に無効となる。

(議長)

第34条 運営委員会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第35条 運営委員会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、運営委員による動議は、出席した運営委員の過半数の同意により、運営委員会における議決事項とすることができる。

2 運営委員会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各運営委員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営委員は、前2条及び次条第1項の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。

(議事録)

第37条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者氏名(書面表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議決の結果

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 事業に伴う収入

(2) 寄付金品

- (3) 財産から生じる収入
- (4) 補助金及び助成金
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 39 条 この団体の資産は、事務局長が管理し、その方法は、運営委員会の議決を経て、代表が別に定める。

(事業計画)

第 40 条 この団体の事業計画は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この団体の事業報告書、収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、営利非分配とする。

(事業年度)

第 42 条 この団体の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 43 条 借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、運営委員会の議決を経なければならない。

第 8 章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第 44 条 この団体が規約を変更しようとするときは、運営委員会に出席した運営委員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第 45 条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第 1 号の事由によりこの団体が解散するときは、会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。ただし、前項第 3 項の事由による場合は、自動的に解散するものとする。

(残余財産の帰属)

第 46 条 この団体が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、運営委員会が選定する他の非営利団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 47 条 この団体が合併しようとするときは、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならぬ。

第 9 章 雑則

(細則)

第 48 条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

1 この規約は、2006 年 9 月 1 日から施行する。

2 この団体の規約施行当初の役員は、次に掲げるものとする。

代表 川中 大輔

運営委員 大本 晋也

運営委員 東末 真紀

運営委員 三浦 一郎

3 この団体の規約施行当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2006 年度の運営委員会終了時までとする。ただし、団体成立の日から 2 年を超えない期間とする。

4 この団体の規約施行当初の事業計画は、第 40 条の規定にかかわらず、運営委員会の定めるところによるものとする。

5 この団体の規約施行当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、成立の日から 2007 年 3 月 31 日までとする。

付記

本会は、2003 年 4 月 1 日、発起人・川中大輔によって設立された。

本規約は、2006 年 9 月 1 日、発効した。

本規約は、2007 年 5 月 1 日、改定され、即日発効した。

本規約は、2008 年 3 月 25 日、改定され、即日発効した。

本規約は、2008 年 9 月 3 日、改定され、即日発効した。

本規約は、2009 年 10 月 28 日、改定され、即日発効した。